



さくら通信1月号

2009年 1月 No. 49



新年のご挨拶



明けましておめでとうございます。旧年中はひとかたならぬご厚情を賜り、誠にありがとうございました。皆様のご健康とご繁栄を心からお祈り申し上げます。何卒本年もよろしくご指導とご鞭撻のほどお願い申し上げます。

さて、17年1月に顧客の皆様への情報発信の手段として発刊したさくら通信は本号で49号となりました。内容の未熟さにも係わらず多くの皆様に多大なご支持を得ておりますことを心より感謝しております。本年も皆様にお知らせしたい最新の情報を、タイムリーかつわかりやすく発信させていただく所存ですので、ご支援のほどよろしくお願い申し上げます。
(竹内)

緊急保証制度について

本制度は、原材料や仕入価格の高騰の影響により、売上減少や価格転嫁が困難となっている中小企業者が、民間金融機関から融資を受ける際に信用保証協会が保証する制度です。

平成20年10月31日よりスタートした本制度、すでにご存じの方も多いかと思いますが、先の見えない不況の中、まだまだ利用申し込みが多いようですので、あらためて概要をご紹介します。

<概要>

- ①保証の対象: 特定中小企業者
- ②対象業種: 698業種(保証制度の拡充を求める中小企業者のほぼすべてをカバー)
- ③保証限度額: 2億8千万円
- ④保証割合: 100%(全部保証)
- ⑤保証料率: 0.80%
- ⑥必要書類: 市町村長の認定書ほか
- ⑦認定基準:
 - ア. 最近3か月間の平均売上高等が前年同期比でマイナス3%以上
 - イ. 製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない
 - ウ. 最近3か月間の平均売上総利益率又は営業利益が前年同期比でマイナス3%以上

詳細は、県信用保証協会特別相談窓口等にてご確認ください。

(大寺)

裏面も御覧下さい

税制改正・社会保険労働保険改正 についての研修会を開催致します。

日 時 平成21年3月2日(月)

時 間 14時00分～16時40分

場 所 徳島県立障害者交流プラザ3F 研修室1

研修内容 ①「社会保険・労働保険 改正のポイント」について

②「平成21年度税制改正」について

申込詳細等は、来月ご案内させていただきます。皆様のご参加をお待ち致しております。

職場のトラブルを防ぐには、まず就業規則が大切です

昨今、いろいろな情報が飛び交い、何かとトラブルが発生しております。職場でのトラブルを未然に防ぐ望ましい就業規則の作成が大切となります。

労働条件のポイント

労働者を雇用したら、書面で労働条件を明示しましょう

労働契約の期間 労働時間 休日・休憩 給料 退職に関する事項

労働時間は、1日8時間、1週間40時間です。

10人未満で、商業、映画・演劇業、保健衛生業、接客業は特例により、1週間の労働時間は44時間までとなっています。

休憩時間

労働時間が8時間を超えると、60分以上 6時間を超えると、45分以上

時間外・休日労働の割増賃金率

1日8時間、1週間40時間（一部は44時間）を超えて労働させた時、その時間は時間外労働となり、割増賃金が発生します。

割増率：時間外労働25%以上・休日労働35%以上・深夜労働25%以上

雇い入れ後6カ月で有給休暇が発生します。（勤務実績が所定労働日の8割以上出勤の者）
勤務日数が週5日以上の場合

勤続年数	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上
付与日数	10	11	12	14	16	18	20

以上のような内容を就業規則に明示しなければなりません。

貴社の内容に合った内容（賃金規程、服務規律、慶弔休暇、休業期間等々）をお考え頂いた就業規則が必要になります。是非お手持ちの就業規則を今一度見直して頂きたいと思えます。

（宮本）

弊社では年末年始休暇を12月27日（土）から1月4日（日）とさせていただきます。
年末年始休暇中は、何かとご不便をおかけするかと存じますが、ご容赦の程よろしくお願い致します。

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会

〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号

ホームページアドレス：http://www.skr39.co.jp/

Eメールアドレス：kimutake@js4.so-net.ne.jp

TEL：088-625-2556

FAX：088-654-1181

裏面も御覧下さい

